



離婚問題Q&A

暴力追放で表彰

弁護士の一言

FOCUS 仁比そうへい参議院議員駆ける!

新入弁護士奮闘記

初代門司駅遺跡問題



初回無料相談のご案内

本紙をご持参の方に、法律相談料をお一人につき1回、初回のみ無料とさせていただきます。

有効期限

2025年
3月末日まで

予約ダイヤル

平日 ☎ 093-571-4688 9:00~17:30

※法律相談は予約制となっています。事前にお電話ください。
※予約時に「無料相談カード利用」とお伝えください。

寒中お見舞い 申し上げます

昨年4月3日、当事務所の創設者であり、元所長の三浦久弁護士が93歳で永眠いたしました。弁護士として、また衆議院議員として、労働者の権利擁護、平和と民主主義を追求し続けた一生でした。

1931年に東京で生まれた三浦弁護士は、1959年に弁護士登録後、1960年には三池闘争に参加し、労働者の権利擁護に尽力しました。その後、北九州の民主勢力からの要請に応じて1966年に三浦事務所を開設し、1968年に5名の弁護士で北九州第一法律事務所を設立しました。以後、カネミ油症事件や北九州市職労の給与表分断反対闘争など数多くの労働事件に携わりました。

1972年には国政に転身し、衆議院議員として5期22年間にわたり、ロッキード事件や国鉄民営化問題など、日本社会の重要課題に果敢に取り組みました。1994年に政界を引退し弁護士として再び現場に立ち、多重債務問題や労働問題など、市民生活を支える活動に力を注ぎました。

三浦弁護士が生涯を通じて貫いた「平和と民主主義の実現」という信念は、現代においてますますその意義を深めています。今、世界に目を向ければ、ウクライナやパレスチナでは終わりの見えない戦争が続き、多くの市民が被害され、平和を奪われ苦しんでいます。さらに、韓国では一時、戒厳令が発令されるなど、民主主義の基盤が脅かされる事態も発生しています。こうした中で、平和と民主主義を求める努力は、国家や地域を問わず共通の課題です。国内においても、少子高齢化や格差の拡大、労働環境の悪化が深刻化しており、法的支援の重要性は一層高まっています。三浦弁護士が取り組んだ労働者の権利擁護や社会的弱者への支援は今も私たちが直面する課題の解決に大きな示唆を与えてくれます。私たちは三浦弁護士の遺志を受け継ぎ、法を通じて地域社会の平和と発展に貢献し続けることをここに改めて誓います。

寒冷の折、皆さまにおかれましては、どうぞお身体を大切にお過ごしください。

二〇二五年 厳冬

北九州第一法律事務所所員一同

りこんもんだい 離婚問題 Q&A

離婚に関してはよくご相談される内容をQ & A形式でお答えします! 参考にしてみてください。

1. 離婚の手続きについて

Q: 相手と離婚の条件が折り合いません。どうすればいいですか?

A: 離婚の条件としては、親権、養育費、財産分与、慰謝料などが争点となります。まずは、折り合わない離婚条件についてどのように考えるべきか、自分だけで解決が可能か弁護士に相談してみてください。養育費であれば、弁護士をつけなくても、本人申立による離婚調停で解決が可能な場合もあります。弁護士に依頼する場合も弁護士費用については、法テラスによる費用立替制度を利用する方法もありますので、その点も弁護士に相談してみてください。

Q: 離婚調停はどのようなものですか?

A: 離婚調停は、家庭裁判所に話し合いのテーブルを設け、2名の調停委員を介して話し合い、合意の上離婚するための手続です。相手方と対面せずに話し合いができます。当事者は、別々の待機室で待機し、調停委員の待つ部屋に交互に呼ばれ、お互いの主張を調整してもらいながら離婚の合意を目指します。調停室には、当事者本人と代理人弁護士しか入れません。最近では、裁判所に行かず電話で出席する方法もとられています。

2. 財産分与について

Q: 夫婦の貯金はなく借金だけがあります。財産分与はどうなりますか?

A: 財産分与とは、夫婦が婚姻中に協力して取得等した財産を、離婚にあたって清算し分配することです。借金などマイナスの財産がある場合、その分をプラスの財産(預金など)から引いて、残ったプラスの財産を分けます。設問のように貯金はなく借金だけがあるような場合(プラスの財産よりもマイナスの財産が多い場合)は、残った借金(マイナスの財産)を分けるということはず、それぞれの借金は、それぞれが返していくこととなります。

Q: 最近、住宅ローンを組んで家を購入しました。離婚にあたり住宅ローンはどうなりますか?

A: まず、住宅の価値がローン残額よりも高い場合は、①どちらかが自宅を取得するかわりに金銭を他方へ支払う、あるいは、②売却して売却代金を分けるのが一般的です。

次に、ローン残額が住宅の価値よりも高い、いわゆる「オーバーローン」の場合です。住宅以外に財産がない場合、マイナスの財産しかないということとなります。借金しかない場合は財産分与はできないとされていますので、ローンを負っている方が債務を負い続けることとなります。他方で、住宅以外に財産がある場合は、①オーバーローンの債務を他の財産と通算して(プラス・マイナスして)財産分与を求めるか、②住宅は価値ゼロとして扱い、財産分与の対象から除外するか、事案ごとに考えていくこととなります。

Q: 夫の退職金は財産分与の対象になりますか?

A: 退職金は財産分与の対象となります。

通常、退職金は、賃金の後払い的性格を有すると言われていています。このため、婚姻期間中に相手方が就業し、かつ将来において退職金が支払われる可能性が高いときは、退職金も夫婦の協力によって形成した財産であると考えられるため、財産分与の対象となります。ただ、退職金が財産分与の対象となる場合でも、その分与額の算定方法は複雑であるため、注意が必要です。

3. 慰謝料について

Q: 慰謝料はどのような場合に請求できますか?

A: 慰謝料は不貞行為(浮気)、DV、モラハラ等で離婚に至った場合に請求できます。ただ、モラハラは分かりにくいと違法と判断されるハードルが高いと言えます。いずれにしても裏付け証拠をしっかりと確保しておくことが重要です。また、慰謝料の金額はケースバイケースで一概に言えませんが、行為の悪質さや婚姻期間の長短、精神的苦痛の程度等が金額の考慮要素となります。

Q: 最近、夫の行動が怪しいです。

どのようなものが浮気の証拠になりますか?

A: 裁判では、慰謝料を発生させる「不貞行為」とは、性行為又はこれに近い関係を言います。つまり、単に親しくしている程度ではだめで、性的関係があることの証拠が必要です。性行為の動画などの直接的な証拠があるケースも稀にありますが、多くの場合は、ホテルを出入りする写真、性的関係を伺わせるSNSでのやり取り、当事者が性的関係を認めた書面や録音などの間接的な証拠を総合して、不貞行為を立証しています。

Q: 何も決めずに離婚届を出した場合、後から慰謝料や財産分与を請求することは可能ですか？

A: 離婚が成立したあとでも、慰謝料や財産分与を請求することは可能です。もっとも、いつまでも請求できるというわけではありません。慰謝料については、損害及び加害者を知ったときから3年で時効により権利が消滅する可能性があります。例えば、不貞行為についての慰謝料請求ですと、不貞行為を知ったとき（離婚したときではない。）から3年です。また、財産分与についても離婚から2年という期間制限（除斥期間）があります。

4. 養育費について

Q: 養育費はどのように算出されますか？

A: 養育費は、双方の総収入から必要経費を控除した額（基礎収入）を権利者（親権者）、義務者（親権者でない親）及び子が同居しているものと仮定して、権利者・義務者の指数で按分する方法で算出されます。要するに、子の生活費を権利者・義務者の収入割合によって按分するわけです。

実際に計算すると一円単位で養育費が算出されますが、一般的には、簡易な算定方法として養育費算定表が用いられます（裁判所のホームページに算定表が掲載されています）。算定表をみれば幅はありますが、おおよその養育費がわかるようになっています。

Q: 約束した養育費が支払われなくなりました。どうすればいいですか？

A: 口約束だけしかない場合には、調停を申し立てることが考えられます。調停とは、裁判所を介した話し合いであり、話し合いがまとまらなくとも審判により養育費の額を具体的に決めてもらうことができます。

既に、調停・審判・公正証書等により請求権が確定している場合は、相手方の財産に対して強制執行

することができます。相手方に給与収入があるのであれば、一度給与を差し押さえれば継続的に給与から養育費を回収することができます。

Q: 親権を取った妻が再婚しました。養育費はどうなりますか？

A: 元妻が再婚しただけでは、養育費の支払い義務はなくなりません。

他方、再婚に加え、再婚相手と子が養子縁組をした場合には、再婚相手が子の養親となり、第一次的な扶養義務者となるので、養育費の支払い義務は免除されると考えられます。

ただし、再婚相手に収入がない等の扶養義務を果たせない特殊な事情がある場合には、例外的に免除されないこともあり得ます。

5. 年金分割について

Q: 離婚後の年金分割手続きについて教えてください。

A: 年金分割の対象になるのは厚生年金部分です。婚姻期間中に支払った保険料の納付記録を年金額の多い方から少ない方に移すことになります。通常の分割割合は2分の1です。手続は社会保険事務所で行い、離婚の翌日から起算して2年を経過していないことが必要です。

年金分割制度には、合意分割と3号分割の2種類があります。

合意分割は、夫婦の合意で手続きすることができますが、合意が得られない場合は家庭裁判所に調停または審判を申し立てます。

3号分割については、3号被保険者の請求により単独で手続きできますが、対象期間は2008年4月1日以降の3号被保険者部分に限られ、割合も2分の1に定められています。

いずれの分割についても、事実婚で国民年金の3号被保険者であった場合には年金分割請求が可能です。



**天久泰弁護士が
暴力追放功労表彰を受けました**

昨年7月、当事務所の天久泰弁護士が九州管区警察局長及び九州ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会会長連名による表彰を受けましたのでご報告致します。

弁護士登録後、18年にわたり、北九州地域を中心に暴力団組事務所撤去や暴力団による被害を受けた方々の被害回復、企業・団体向けの不当要求防止責任者講習の講師などの活動を評価されての表彰です。

市民、行政、警察、弁護士が協力する暴排活動により、北九州地域の暴力団は弱体化の一途を辿っています。これからも天久弁護士をはじめ、事務所として安心かつ安全な市民生活を支え、北九州のイメージが明るくなるよう暴力団排除のための活動に取り組んでいきます。

2025年

今年新たにチャレンジ

天久 泰

一昨年からディスクゴルフ（frisbeeを使うゴルフ）を始めました。今年中学生になる息子も一緒にプレーしています。昨年は全国規模の大会に出場し、50才代の部で準優勝しました。今年は年齢区分のないオープン部門にチャレンジしたいと思います。



今里 晋也

今年チャレンジしたいことは、ランニングです。これまでも何度かやってみようと思いつつ、走っている途中の退屈に耐え切れず、すぐに辞めてしまいました。40代に入り体力維持の重要性を痛感していますので、目標を決めて少しずつでも続けていけたらと思います。



池上 遊



今年で弁護士15年目を迎えます。国相手の裁判を多数経験してきましたが、なかなか勝利するのも大変です。新たなチャレンジではありませんが、ぜひ勝利してたくさん「勝訴!!」の旗出しをしたいと思いますので、今年も全力で取り組みます。

上地 和久



今年、新たにチャレンジしてみたいことは、料理です。日頃、食事の用意は家族に頼ってばかりですが（私が担当している家事もあります）、料理は最高の脳トレともいわれているようですし、家族の負担を少しでも軽くするためにも、今年は、できるだけ料理をしたいと思います。

石井 衆介

昨年から自宅の庭に少しずつ草花を植えるようになりました。水やりや土いじり、雑草抜きなどをしている時間は、頭を空っぽにすることができ癒やされます。今年、家庭菜園にチャレンジして、自分の育てた野菜や果物を味わってみたいと思っています。



上野 直生

昨年の秋に家族でしまなみ海道サイクリング旅行へ行き、尾道港から今治駅までの約70kmを1日（休憩込みで7.5時間）で走破しました。小学4年生の長男と長女も最後まで頑張りました。今年家族でピワイチ（琵琶湖1周）にチャレンジしたいと思っています。



チャレンジしてみたいことは？



迫田 学

昨年4月から弁護士会北九州部会長を務めています。おそらくもう1年務めることとなりますので、市民の皆様が弁護士や弁護士会を身近に感じていただける企画にチャレンジしたいと思います。原田マハさん推奨のミュゼ活も頑張りたいです。



松井 海理

様々な北九州の観光地を訪問したいです。仕事上、北九州市をまわっておりますが、観光名所にはなかなか行けておりません。まずは皿倉山からの夜景を見たいと思っております。また、平尾台のカルスト台地・鍾乳洞にも行ってみたいと思います。



田箆 亮博



昨年、中小企業診断士、ITパスポート、ファイナンシャル・プランナー3級に合格しました。法律分野以外の勉強をすることは楽しく視野が広がります。今年も新たな学びにチャレンジしつつ、実務にも活かしていきたいと思えます。

諸隈 美波

今年は、運動を習慣化したいなと思っています。ウォーキングからはじめてランニングができるようになればなど。早起きは得意なので、できれば早朝に挑戦したいと思います！



前田 憲徳

ファミリーヒストリーの作成にチャレンジしてみたい。随分前から考えていたことですが、のびのびになっていました。おじ・おば達や父が亡くなり、母の記憶も怪しくなって、過去のことを聞く人がわずかとなってしまいましたが、まずは、自分の知っていることからまとめようと思います。



吉武 みゆき

今年チャレンジしたいことは、大人の振る舞いを心がけることです。時々自己嫌悪で凹むこともあるので。お題に関連して2冊お薦めの本を御紹介します。「スタンフォード式人生デザイン講座」(ハヤカワ・ノンフィクション文庫/黄色い表紙)。人生設計を考えるのに役立ちます。デザインの意味が装飾だけではないと知りました。もう1冊は、「日本のデザイン～美意識が作る未来」(原研哉著・岩波新書)。「モノ」ではなく「こと」のデザインについて書かれた本です。1冊目のバリエーションのような本だと感じました。





自・公 過半数割れ— 真価が問われる国会で、全力!

昨年5月につれあいを亡くしひとりになって初めての解散総選挙。「戦争とワイロの政治を断じて許さない」。全力を尽くして闘い抜くことができました。みなさんの温かい励ましに心から感謝しています。

自公与党の衆院過半数割れという劇的な審判は、主権者国民の力を示しました。

投票日から一週間ほど。国会議事堂をひとり歩いていると—

一変した国会の景色

ちょうど議員総会がはねたところですれ違う大勢の自民党議員たちが、みな、えらく丁寧な私にお辞儀していくのです。重鎮議員から握手を求められ「どうぞよろしくお願いします」と挨拶されたのにはまいりました。裏金問題の徹底追及、最終盤「裏公認2000万円」スクープでとどめを刺したしんぶん赤旗と共産党への敬意とおそれからでしょう。

多くの野党議員から抱きつかんばかりに「ありがとう」「共産党の頑張りのおかげ」と感謝されたり、改めて「何であんな爆弾スクープができるのか」と驚嘆されたり。

ガラリと一変した「国会の景色」。ものごとを決めるのは主権者国民の民意です。もう強行採決で押し切ることはできません。たとえ立場が違ってもしっかり議論し、国民の皆さんの願いと要求に応える本来の国会に変わるときです。

逆戻りはゆるされない

ところがです。臨時国会が始まると「企業献金は悪ではない」と言い出す自民党。性懲りありません。石破茂首相はとうとう「企業団体献金の完全禁止は憲法21条が保障する表現の自由と抵触する」とまで答弁するしまつ。議場の汚いヤジも復活してきました。

自民党・石破政権に真の反省はありません。14兆円の補正予算も、能登被災者支援にも物価高にも抜本対策はないまま、辺野古や馬毛島、佐賀オスプレイ駐屯地など



8268億円もの大軍拡。

少数与党なのになぜ強気か。そこには「国民民主党や維新の会さえ抱き込めば予算も法律も通せる」という思惑があります。

ですが、「年取の壁」改革も「教育無償化」も、大軍拡・大增税の自公政治を大元から転換してこそ前に進められます。密室協議では変わりません。自公政治を延命しようとしても、そうは問屋が卸さない。いっそう声をあげましょう。

日本共産党は提案しています

日本共産党は103万円の壁=課税最低限の引上げをかねてから求めてきました。その財源や130万円=社会保険料の壁をどうするか。生活費非課税・応能負担という税財政の根本原則に立ってアベノミクスの大企業・超富裕層優遇減税をただすべきです。大企業の内部留保課税で抜本質上げを。なにより物価高への一番の特効薬は消費税の緊急5%への減税、インボイス廃止です。

どの党も教育無償化を公約。ならば大学の学費値上げをまずストップし、無償化に向かう議論をしよう—わずか100億円でストップできると緊急提案しています。

活気満ちる院内集会

「衆院野党多数の新たな国会こそ要求実現のチャンス」一紙の保険証廃止撤回! ケア労働者の抜本質上げ! 女性差別撤廃条約委員会勧告の完全実施! 非正規滞在外国人の人権保障! すべての水俣病被害者の早期全面救済を! など、さまざまな分野で当事者・支援・弁護士・専門家の院内集会に多くの新人議員も参加。人権後進国・日本を変えよう—私も、いっそう幅広い国民運動と結んで頑張っています。

第二幕

—2025年北九州市議選・参院選でかならず

国民の声で政治を前へ。年明け1月の北九州市議選はその皮切りとなる全国注目の選挙です。なんととしても全区9人勝利を。その力で7月参院選挙で、私とともに頑張る白川ようこさんをはじめ比例5議席絶対確保の躍進を。

力一杯頑張る1年にしていきたいと思います。2025年もどうぞよろしくお願ひいたします。

新人弁護士奮闘記

まつい かいり
弁護士 松井 海理

弁護士になってから1年間、様々な事件に出会いました。まだ1年目ではありますが、同僚弁護士や事務員さんに支えてもらいながら、精一杯事件解決に努めてきました。



難読地名

私は、2023年の12月に北九州市に引っ越してきたため、土地勘は全くありませんでした。このため、まずは地理を頭に入れることから始めました。

実は、民事・刑事問わず、地理的な情報は、事件解決のために重要な鍵となることが多いです。また、当事者の方から事件の聞き取りを行う際、地名が出てこないことはありません。しかしながら、到津（いとうづ）、上津役（こうじゃく）、朽網（くさみ）など、北九州市だけでも難読地名が多数あります。分からないときは、正直に「すみません、これはどのように読むのでしょうか?」と聞いて教えてもらうこともありました。今では、主要な地名であれば読めるようになりましたが、福岡県全体や九州全体については知らない土地も多いです。これから少しずつ覚えていきたいと思います。

書類との格闘

新人弁護士が必ずぶつかる壁として、大量の書類との格闘があります。たしかに、弁護士になる前も資格試験の勉強の中で比較的多くの文章をよんできました。しかし、弁護士になった後に直面する書類の量はその比較にならないほど大量です。しかも、その種類は、法律に関す

るものだけでなく、契約書、請求書、カルテ、各種証明書など実に多種多様です。当然、弁護士になる前には見たことはないものばかりです。書面の記載内容のみならず、書面が誰によって作成された書面なのか、この書面により、どのような事実が証明されるのかという点も考えなければなりません。



初めて見る書面に出会ったときは、一つ一つ調べながら、書面の持つ意味内容を確認していきます。調べても分からないことについては、先輩弁護士に教えてもらいます。このようにして、地道に経験を重ねていくことにより、弁護士としての実力を向上させて行くこととなります。

とにかく、調べて考える。この地道な繰り返しをしてきた一年となりました。まだまだ駆け出しであるため、分からないことだらけの日々です。しかしながら、一生学び続けられることは、弁護士業の大きなメリットであると感じます。



最後に

今年も、同じように地道に頑張り、地域のみなさまのお悩みをいち早く解決できる弁護士になれるよう研鑽を積んでいきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

「初代門司駅遺構」破壊、開発優先の 北九州市政と問われる文化財行政

日本共産党北九州市議会議員 高橋 都



近代日本を支える鉄道産業の街 門司の原点

門司区での区役所等9施設を一カ所に集約する門司港地域複合公共施設建設事業に伴い、建設予定地での埋蔵文化財発掘調査で1891年に建造された初代門司港駅（旧門司駅）舎関連遺構が発見されました。遺構は、赤レンガの機関車庫や倉庫、駐車場の外壁石垣などで、日本建築学会、鉄道史学会・都市史学会、九州考古学会等有識者等が、「九州の玄関口だった門司港の発展の歴史を伝える貴重な遺構」、「日本近代史にとって重要な門司の鉄道・港湾施設の成立を物語る実物資料」、「九州鉄道の起点として唯一無二の存在である」と高く評価しています。この間日本共産党市議団は、大学教授、学芸員、弁護士、国会議員とも懇談してきました。

専門家の意見を聞かず、遺構破壊へ突き進む北九州市

6月議会では日本共産党を除く主要会派が、市長提案の複合公共施設建設事業費123億5千万円を、反対10（うち日本共産党8）に対して、賛成46で可決しました。議会が開発を優先し、貴重な遺構を破壊する乱暴な北九州市の文化財行政を認めたのです。2024年9月4日、国連教育科学文化機関（ユネスコ）の諮問機関「国際記念物遺跡会議」（イコモス、本部・パリ）は、重要な文化遺産を北



九州市が軽視しているとして、「進行中の開発事前発掘調査と複合公共施設の建設を一旦中断すること」などを求め、「ヘリテージアラート」を発出しました。日本に対するものは今回で3年連続4回目となり、世界でも突出した異常さです。

問われる日本と北九州市の文化財保護行政

11月21日、市長は専門家との協議も、議会への説明もなく、施設建設に影響のない遺構のごく一部の現地保存などを突然発表し、同月28日から取り壊しが始まっています。

文化財保護法第一条では「文化財を保存し、かつ、活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」となっています。北九州市の文化財保護行政の権限は教育委員会ではなく、開発優先の市長部局（都市ブランド創造局）に補助執行させているため、専門的、技術的判断を客観的にする文化財保護審議会が建議することさえできません。

文化庁は、事業主体である北九州市から国指定への申請がなければ動かないと地元任せの姿勢であり、日本の文化財保護行政の貧困さが示されています。

歴史遺産を大切に市政に

市民と専門家の意見を聞かない武内市政と一体に、9月議会でわが党が提案した「門司港地域での複合公共施設の工事を一旦中断し学識経験者との協議を求める決議」に反対し、否決した自民・公明・ハートフル北九州・維新の「オール与党」議会のなかで、日本共産党市議団は、「歴史遺産を大切に豊かな文化都市・北九州」をめざし、市民とともに全力をあげます。

ご友人・ご親族を紹介ください

法律相談のご案内 ☎093(571)4688

●相談時間

月～金曜日 10:00～11:30 / 13:15～18:00
土・日曜日 13:00～16:00

●相談料

法律相談料は45分まで5,500円（税込）です。

法テラス
利用による
無料相談も
できます

ホームページもご覧ください

各種事件報告や法律の豆知識の情報を増やしました。離婚や労働事件のページも充実させました。ホームページからの相談予約もできます。右のQRコードからご覧ください。



LINE 友だち募集中



登録いただいた方には、ホームページの最新情報や事務所のイベントなどを紹介します。また、登録後1回に限り相談料を4000円（通常5500円）とします。左のQRコードからご登録ください。



北九州第一法律事務所

福岡県北九州市小倉北区金田二丁目6番4号
リーガルタワー2階
TEL:093(571)4688 FAX:093(571)4048
URL:https://kd-lo.gr.jp/

北九州第一法律事務所 検索